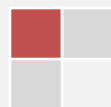


2013年1月

「就学援助制度に関する調査」  
集計結果報告(第二次報告)

**「なくそう！子どもの貧困」**  
**全国ネットワーク**



# 「就学援助制度に関する調査」集計結果報告(第二次報告)

2013年1月

「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク

調査チーム

## 1. 調査目的

各自治体の就学援助制度の運用方法を把握してその実態を明らかにし、経済的に困窮している家族や子どもたちにとって、就学援助制度がより利用しやすい制度になるように、提言をまとめることを目的として実施しました。

## 2. 調査方法

ふたつの方法によって調査を行いました。

### (1) 調査協力者による訪問調査

本ネットワークのメーリングリスト等によって調査協力者を募り、調査協力者が身近な自治体を訪問、または電話により、調査票に基づき就学援助担当者から直接回答を得ました。

### (2) 郵送調査

被災4県(岩手・宮城・福島・茨城)を除く、43都道府県1,615自治体(財団法人:地方自治情報センター、2012年1月4日現在)から298自治体(4区169市125町村)を地域的な偏りがないように抽出し、訪問調査の出来た12自治体を除く286自治体宛てに調査票を郵送しました。

調査時における全国1,742自治体の構成比は、区1%、市45%、町村54%でしたが、行政事務レベルの高い政令指定都市、中核市、特例市、それに県庁所在都市をすべて網羅したため、調査対象自治体数としては、市の割合が高くなっています。なお、村の存在しない県が13県あり、町・村は区別していません。

## 3. 調査時期

(1) の調査は、2011年12月から2012年1月20日。

(2) の調査は、2012年2月中旬から2012年3月末日。

## 4. 有効回答数

(1) については、調査自治体数は49自治体でした。

(2) については、286自治体宛てに調査票を送付し、151自治体から回答を得られました。

(有効回答率52.8%)

(1) と (2) 合わせて、合計200の自治体から回答を得ました。

## <調査結果の概要>

各質問ごとの単純集計は以下の通りでした。尚、度数分布（％）の算出にあたっては、無回答等を除いた数値を母集団として計算しています。

また、ここで言う「要保護児童・生徒」とは、生活保護制度を利用する世帯に属する児童・生徒のことで、「準要保護児童・生徒」とは、就学援助制度を利用する児童・生徒のことです。多くの自治体において、就学援助制度の援助対象費目と援助額は、生活保護制度の教育扶助費目と同様に設計されていること、さらに、生活保護制度の教育扶助費目に含まれない「修学旅行費」を就学援助制度がカバーしていることなど、両制度は密接な関係にあるといえます。

### 質問 1. 貴自治体の公立小中学校に在籍する児童・生徒数を教えてください。

有効回答数 198。最少 213 人、最大 290,934 人、平均 19,044 人でした。

その度数分布表は、以下のようでした。

公立小中学校に在籍する児童・生徒数別自治体数および割合（度数分布表）

児童・生徒数	自治体数	パーセント
1,000 人未満	33	16.7
1,000 人以上 5,000 人未満	51	25.8
5,000 人以上 10,000 人未満	27	13.6
10,000 人以上 20,000 人未満	31	15.7
20,000 人以上 50,000 人未満	41	20.7
50,000 人以上	15	7.6
合計	198	100.1

注：四捨五入しているため、合計は 100% になりません。

また、ご回答等いただいた自治体の全人口の規模別自治体数は、以下のような人口規模別分布となっています。

参照：人口規模別自治体数および割合（度数分布表）

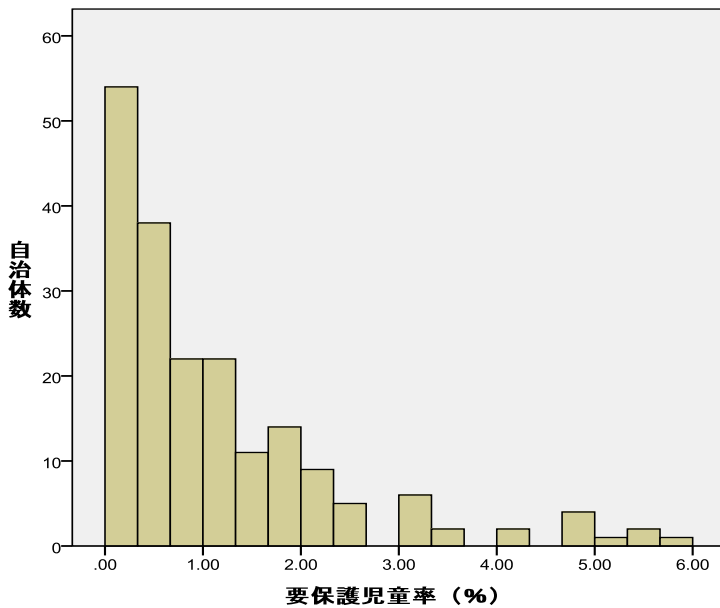
人口	自治体数	パーセント
10,000 人未満	26	13.0
10,000 人以上 30,000 人未満	35	17.5
30,000 人以上 100,000 人未満	47	23.5
100,000 人以上 200,000 人未満	20	10.0
200,000 人以上 500,000 人未満	49	24.5
500,000 人以上	23	11.5
合計	200	100.0

**質問2. 公立小中学校の児童・生徒数に対する、要保護児童・生徒数の割合を教えてください。  
(貴自治体の要保護児童・生徒数÷貴自治体の公立小中学校の児童・生徒総数×100)**

有効回答数 193。最小 0%、最大 5.7%、平均 1.12%でした。

0.5%未満が 69 自治体 (35.8%、また、うち 0%の自治体は 17 でした)。1%未満の自治体は、114 自治体 (59.1%) を占めていました。平均値である 1.12%未満の自治体は、130 自治体 (67.4%) を占めていました。こうした数値から、調査対象となった自治体の要保護児童率は、平均値より低い自治体が多く、分布が低い方に偏っていることが分かりました。

**要保護児童率 (%) の度数分布 (193自治体)**



**要保護児童率別自治体数及び割合**

要保護児童率	自治体数	パーセント
0%～0.5%未満	69	35.8
0.5%～1.0%未満	45	23.3
1.0%～1.5%未満	26	13.5
1.5%～2.0%未満	25	13.0
2.0%～3.0%未満	11	5.7
3.0%以上	17	8.8
合計	193	100.1

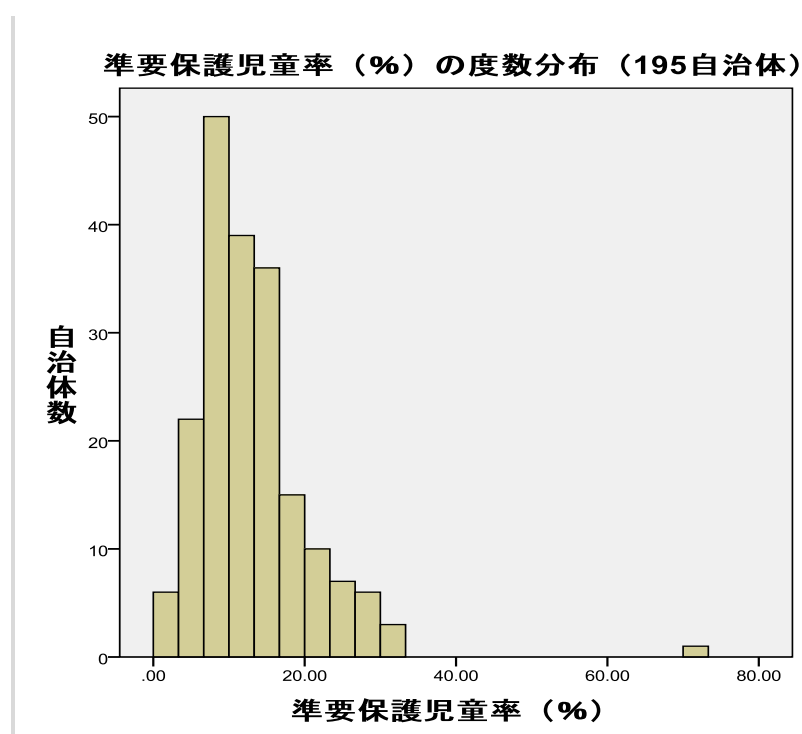
注：四捨五入しているため、合計は 100% になりません。

**質問3. 公立小中学校の児童・生徒数に対する、準要保護児童・生徒数の割合を教えてください。(貴自治体で就学援助を受給している準要保護児童・生徒数÷貴自治体の公立小中学校の全児童・生徒総数×100)**

有効回答数 195。最小 2.2%、最大 72%、平均 12.94%でした。

最大である 72%は、宮城県石巻市の数字ですが、震災による特例として認定したとのこと  
です。石巻市を除いた最大値は、30%でした。

準要保護児童率には、自治体間で幅があり、ばらつきが見られました。



**準要保護児童率別自治体数及び割合**

準要保護児童率	自治体数	パーセント
5%未満	19	9.7
5%～10%未満	59	30.3
10%～15%未満	59	30.3
15%～20%未満	31	15.9
20%～30%未満	24	12.3
30%以上	3	1.5
合計	195	100.0

#### 質問4. 就学援助に関する条例が制定されていますか。

有効回答数 199。条例が制定されているのは、13 自治体（6.5%）と少数でした。

今回の調査の中で、条例を制定している自治体は、宮古島市（沖縄県）、長崎市（長崎県）、岡垣町、太宰府市（以上福岡県）、東大阪市（大阪府）、田辺市（和歌山県）、小浜市（福井県）、能登町（石川県）、中央市、甲斐市（以上山梨県）、横浜市、日野市（東京都）、村田町（宮城県）でした。

条例の制定

	自治体数	パーセント
はい	13	6.5
いいえ	186	93.5
合計	199	100.0

#### 質問5. 就学援助事務に関する要綱や規則が定められていますか。

有効回答数199。多くの自治体（184自治体、92.5%）では要綱や規則が制定されていました。しかし、一方で要綱や規則が制定されていない自治体も15自治体（7.5%）存在することが分かりました。

要綱や規則の制定

	自治体数	パーセント
はい	184	92.5
いいえ	15	7.5
合計	199	100.0

**質問6. 貴教育委員会には就学援助事務の専任担当者が配置されていますか。**

有効回答数197。教育委員会に就学援助事務の専任担当者が配置されているのは、80自治体（40.6%）でした。半数以上の自治体（117自治体、59.4%）では担当者は専任ではありませんでした。

専任担当者の配置

	自治体数	パーセント
はい	80	40.6
いいえ	117	59.4
合計	197	100.0

**質問7. 学校教職員を対象とする就学援助事務に関する研修を、教育委員会主催で行っていますか。**

教職員対象の就学援助に関する研修を教育委員会主催で実施している自治体は、51自治体（25.5%）でした。約4分の3の自治体では、このような研修は実施されていませんでした。

教育委員会主催による研修の実施

	自治体数	パーセント
はい	51	25.5
いいえ	149	74.5
合計	200	100.0

### 質問8. 就学援助制度は広く住民に広報されていますか。

有効回答数198。179自治体（90.4%）では広く住民に広報されていると回答した一方、19自治体（9.6%）では広く広報されていないという結果でした。

就学援助制度は住民に広報されているか

	自治体数	パーセント
はい	179	90.4
いいえ	19	9.6
合計	198	100.0

### 質問9. 問8で「はい」とお答えの場合に、広報はどのような方法でなされていますか。（複数回答可）

有効回答数 179。多くの自治体ではホームページ（179自治体中 154自治体：86.0%）や広報誌（179自治体中 128自治体：71.5%）で広報されていることが分かりました。

「その他」（50自治体）については、おもに、FM・ケーブル放送、チラシ・文書の配布、学校便り、町内回覧、児童扶養手当窓口・死亡届・離婚届窓口で文書配布、市作成のくらしの便利帳・子育てガイドブック、入学説明会・懇談会での文書の配布、入学通知書に案内を同封、全児童生徒への案内の配布、などでした。

広報の方法 N=179

	自治体数	パーセント
広報誌	128	71.5
ホームページ	154	86.0
その他	50	27.9

注：有効回答数に対する割合をそれぞれの項目について示したため、合計は100%となりません。



**質問10. 小中学生のいるすべての家庭に就学援助制度の案内書が配布されますか。**

有効回答数198。156自治体（78.8%）では、小中学生のいるすべての家庭に案内書が配布されていると回答しました。一方、42自治体（21.2%）では、小中学生のいるすべての家庭への配布は行われていませんでした。

すべての家庭への案内書の配布

	自治体数	パーセント
はい	156	78.8
いいえ	42	21.2
合計	198	100.0

**質問11. 外国語の案内書がありますか。**

有効回答数200。外国語の案内書があるのは、45自治体（22.5%）でした。多くの自治体(155自治体、77.5%)では外国語の案内書は作成されていないことが分かりました。

外国語案内書

	自治体数	パーセント
はい	45	22.5
いいえ	155	77.5
合計	200	100.0

## 質問12. 質問11で「はい」とお答えの場合に、何語の案内書がありますか。(複数回答可)

質問11で「はい」と答えた45自治体に何語の案内があるかを尋ねたところ、英語と回答した自治体が最も多く40自治体(45自治体の88.9%)でした。次に多いのが中国語で28自治体(62.2%)、さらにポルトガル語25自治体(55.6%)、ハングル語・スペイン語がそれぞれ17自治体(37.8%)、タガログ語が16自治体(35.6%)となっています。

「その他」と回答した7自治体を見ると、その内訳は、ベトナム語、タイ語、ラオス語、カンボジア語、フランス語、やさしい日本語でした。

なお、自治体の中には数か国語の案内書を用意しているところがありました。例えば横浜市は10か国語、海老名市(神奈川県)は8か国語、北九州市、神戸市、和歌山市、広島市は7か国語、名古屋市、堺市は6か国語、津市(三重県)、大田区、八王子市(以上東京都)、太田市(群馬県)は5か国語を用意していました。

N=45

	自治体数	パーセント
英語	40	88.9
ハングル	17	37.8
中国語	28	62.2
タガログ語	16	35.6
スペイン語	17	37.8
ポルトガル語	25	55.6
アラビア語	0	0
その他	7	15.6

注：有効回答数に対する割合をそれぞれの項目について示したため、合計は100%となりません。

### 質問13. 就学援助受給(準要保護者)の認定要件をどのように示していますか。(複数回答可)

有効回答数 199。複数回答で把握したところ、所得金額で示している自治体が 127 自治体 (63.8%)、金額以外の要件で示している自治体が 123 自治体 (61.8%) と多く、収入金額で示している自治体は 48 自治体 (24.1%) にとどまりました。

また、収入金額と所得金額両方を示しているのは、13 自治体に過ぎず、これは回答総数 200 自治体のうちわずか 6.5%でした。

なお、特に要件を示していないという自治体が 4 自治体 (2.0%) ありました。

N=199

	自治体数	パーセント
収入金額	48	24.1
所得金額	127	63.8
金額以外の要件	123	61.8
特に要件を示していない	4	2.0

- 注：①収入金額とは「必要経費を差し引く前の売上高や、交通費を除く総給与(収入)額」をさし、所得金額とは「収入金額から必要経費や給与所得基礎控除を差し引いた金額」をさします。  
②有効回答数に対する割合をそれぞれの項目について示したため、合計は 100% となりません。

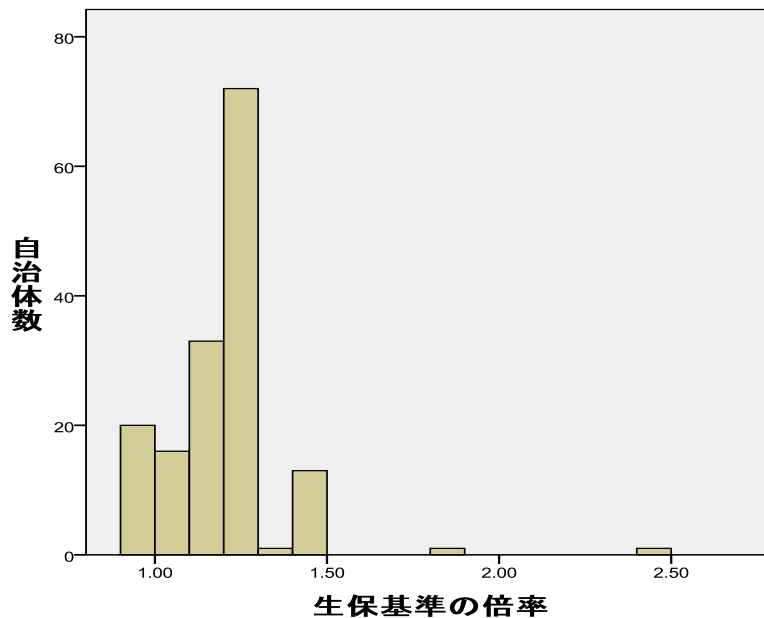
**質問14. 準要保護者を認定する世帯所得（収入）基準がある場合、その金額は生活保護基準の何倍ですか。**

有効回答数 157。回答した自治体のうち約半数が1倍から1.3倍の範囲にあり、残りの半数が1.3倍以上でした。全体では1.3倍以上1.5倍未満が42.7%（67自治体）と最も多い結果でした。

倍率の高かった自治体は、松本市の2.5倍、山口市の1.87倍でした。

倍率は、自治体が定める計算式中の生活保護基準額（どのような扶助費目を基礎とするか）の定義によっても異なり、さらに、認定額を所得とするか収入とするかによっても異なります。そのため、倍率のばらつきをどう評価するかについては、今回の調査結果だけで判断できない部分があると考えられます。

**生活保護基準に対する倍率の度数分布（157自治体）**



**世帯所得（収入）基準の生活保護基準に対する倍率**

倍率の範囲	自治体数	パーセント
1倍未満	1	0.6
1倍以上 1.1倍未満	19	12.1
1.1倍以上 1.2倍未満	19	12.1
1.2倍以上 1.3倍未満	36	22.9
1.3倍以上 1.5倍未満	67	42.7
1.5倍以上	15	9.6
合計	157	100.0

### 質問15. 受給（申請）希望の有無を、児童生徒のいる全家庭を対象として確認しますか。

全家庭に受給（申請）希望の有無を確認している自治体は56自治体（28.0%）にとどまり、確認していない自治体が144自治体と7割強を占めています。

全家庭を対象とした希望の有無確認

	自治体数	パーセント
はい	56	28.0
いいえ	144	72.0
合計	200	100.0

### 質問16. 申請書の提出先はどちらですか。（複数回答可）

有効回答数は198。複数回答で尋ねたところ、学校が提出先である自治体は171自治体であり、86.4%と8割を超えています。学校以外の提出先として、教育委員会をあげたところは85自治体であり、これは回答した198自治体中の43.1%を占めます。その他の場所をあげた自治体が8自治体あり、その内訳をみると、各教育支所、市役所市民課・各支所、市民センター等の出張受付会場、区役所などでした。

学校および、教育委員会など学校外の提出先（区役所などを含む）の、両方を提出先としていると回答した自治体は、60自治体（30.3%）でした。

学校を提出先とせず、教育委員会など学校外の提出先（区役所などを含む）のみが提出先となっているのは、27自治体（13.6%）でした。

学校以外に提出先がない自治体は、111自治体（56.1%）でした。

申請書の提出先 N=198

	自治体数	パーセント
学校	171	86.4
教育委員会	85	43.1
その他	8	4.2

注：有効回答数に対するそれぞれの項目の割合を示したため、合計は100%になりません。

**質問17. 申請や認定の過程において、民生・児童委員の判断（意見の記入など）を必要としますか。**

有効回答数 198。約半数の自治体（96自治体、48.5%）では、民生児童委員の判断を必要としていませんが、半数（102自治体、51.5%）の自治体では、個別のケースによる場合を含め、民生児童委員の判断を必要としていることが分かりました。

民生・児童委員の判断の必要性

	自治体数	パーセント
はい	46	23.2
いいえ	96	48.5
個別のケースによる	56	28.3
合計	198	100.0

**質問18. 申請期間が限定されておらず、申請受け付けはいつでも可能ですか。**

有効回答数198。多くの自治体（163自治体、82.3%）は、いつの時期でも申請を受け付ける体制になっていることがわかりましたが、そのほかの自治体（17.7%）では申請時期が限定されていることが分かりました。

申請受け付けはいつでも可能か

	自治体数	パーセント
はい	163	82.3
いいえ	18	9.1
その他	17	8.6
合計	198	100.0

**質問19. 年度途中の認定であっても、給付額は生活急変時に遡って支給されますか。**

年度途中であっても、生活急変時に遡って至急される自治体は36自治体（18.0%）と2割以下にとどまりました。一方、多くの自治体（164自治体、82.0%）では、生活急変時に遡及して支給する措置は採られていないことが分かりました。

生活急変時の遡及支給

	自治体数	パーセント
はい	36	18.0
いいえ	164	82.0
合計	200	100.0

**質問20. 申請書に不服申し立ての件を示していますか。**

有効回答数199。申請書に不服申し立てについて示しているのは22自治体（11.1%）のみでした。多くの自治体（177自治体、88.9%）では、申請書に不服申し立ての件について記載がないとの回答でした。

※なお、認定結果通知書に「不服申し立ての件」として、案内する自治体が存在する可能性があると考えられます。

不服申し立ての記載(申請書)

	自治体数	パーセント
はい	22	11.1
いいえ	177	88.9
合計	199	100.0

## 質問21. 修学旅行にかかった費用の全額が支給されますか。

有効回答数198。約半数近くの自治体（92自治体、46.5%）では、修学旅行にかかった費用の全額を支給するとの回答がありましたが、半数以上（106自治体、53.5%）の自治体は支給しないとの回答でした。

### 【修学旅行】費用の全額が支給されますか。

	自治体数	パーセント
はい	92	46.5
いいえ	106	53.5
合計	198	100.0

## 質問22. 校外活動にかかった費用の全額が支給されますか。

有効回答数 198。校外活動にかかった費用の全額を支給する自治体は、25 自治体（12.6%）と少ないことが分かりました。

なお、校外活動の経費を公費から支出して、家計に負担がかからないようにしている自治体が存在する可能性があると考えられます。

### 【校外活動】費用の全額が支給されますか

	自治体数	パーセント
はい	25	12.6
いいえ	173	87.4
合計	198	100.0



**質問23. クラブ活動費が支給されますか。**

クラブ活動費の支給をしている自治体は、21自治体（10.5%）と少ないことが分かりました。

クラブ活動費の支給

	自治体数	パーセント
はい	21	10.5
いいえ	179	89.5
合計	200	100.0

**質問24. PTA会費が支給されますか。**

PTA会費の支給をしている自治体は、22自治体（11.0%）と少ないことが分かりました。

PTA会費の支給

	自治体数	パーセント
はい	22	11.0
いいえ	178	89.0
合計	200	100.0

## 質問25. 生徒会費が支給されますか。

生徒会費の支給をしている自治体は、21自治体（10.5%）と少ないことが分かりました。

生徒会費の支給

	自治体数	パーセント
はい	21	10.5
いいえ	179	89.5
合計	200	100.0

なお、質問項目23～25であげた費目は、生活保護費での支給が認められている一方で、就学援助費ではまだ支給が広がっていないことが分かりました。今回の調査の中で、23～25の項目がいずれも支給されているのは、大野城市、春日市、筑紫野市、太宰府市（以上福岡県）、新温泉町（兵庫県）、与謝野町、相楽東部広域連合（以上京都府）、一宮市（愛知県）、伊那市（長野県）、横浜市、宇都宮市（栃木県）、五泉市、佐渡市（以上新潟県）、芽室町（北海道）でした。

## 質問26. 体育実技用品費（柔道着、剣道着）が支給されますか。

体育実技用品費（柔道着、剣道着）の支給をしている自治体は、53自治体（26.7%）と少ないことが分かりました。

体育実技用品費の支給

	自治体数	パーセント
はい	53	26.7
いいえ	145	73.2
合計	198	99.9

注：四捨五入しているため、合計は100%になりません。

### 質問27. 水着・体操服代がいずれも支給されますか。

有効回答数197。水着・体操服代のいずれも支給をしている自治体は、6自治体（3.0%）と極めてわずかであることが分かりました。

今回の調査の中で、この項目が支給されていた自治体は、あさぎり町（熊本県）、北九州市、神戸市、大阪市、昭和村（群馬県）、秩父市（埼玉県）でした。

水着・体操服代の支給

	自治体数	パーセント
はい	6	3.0
いいえ	191	97.0
合計	197	100.0

### 質問28. メガネ・コンタクトレンズ代が支給されますか。

有効回答数197。メガネ・コンタクトレンズ代を支給している自治体は、5自治体（2.5%）と極めてわずかであることが分かりました。

今回の調査の中で、この項目が支給されていた自治体は、恩納村（沖縄県）、長泉町（静岡県）、横浜市、秦野市、大和市（以上神奈川県）、でした。

メガネ代の支給

	自治体数	パーセント
はい	5	2.5
いいえ	192	97.5
合計	197	100.0

### 質問29. 卒業アルバム代が支給されますか。

有効回答数198。卒業アルバム代を支給している自治体は、10自治体（5.0%）と極めてわずかであることが分かりました。

アルバム代の支給

	自治体数	パーセント
はい	10	5.0
いいえ	188	94.9
合計	198	99.9

注：四捨五入しているため、合計は100%になりません。

なお、21～29までの9項目のうち、5項目以上で支給されていた自治体は、大野城市（福岡県）、大阪市（大阪府）、相楽東部広域連合（京都府）、横浜市（神奈川県）、宇都宮市（栃木県）、五泉市（新潟県）、東神楽町（北海道）でした。

### 質問30. 東日本大震災避難者の申請を住民票なしでも受け付けていますか。

有効回答数183。多くの自治体(164自治体、89.6%)では、東日本大震災避難者の申請を住民票なしでも受け付けていますが、19自治体（10.4%）では、住民票がないと受け付けていないことがわかりました。

東日本大震災避難者の住民票なしでの申請受付

	自治体数	パーセント
はい	164	89.6
いいえ	19	10.4
合計	183	100.0

### 質問31. 貴自治体で特筆すべき援助項目や申請上の工夫などがありましたら、お書きください。

自由記述方式で、自治体において特筆すべき援助項目や申請上の工夫について尋ねたところ、次のような回答が寄せられました。(ひとつの自治体の回答で複数の事項が記述されているものについては、以下の小項目に沿って分類しています)

#### ①認定・審査・受付の方法

- ・ 疾病、負傷、失業及び倒産等により、収入が著しく減少した申請者については、前年の世帯収入で判定するのではなく、当該年度の見込み収入で世帯の収入状況を調査し、再申請していただき、認定している。
- ・ 一次審査は所得のみで行うが、再審査時に保護者の失業、長期療養等の他の要件を加味して審査する。また、否認定の通知書に、保護者の失業、長期療養等を加味して再審査を受けることができることを記載している。
- ・ 所得基準を上回った場合でも家庭の状況等に配慮し、相談に応じている。学校の事務職員が申請書のとりまとめをして受給希望の有無を確認している。
- ・ 認定要件に下記の事項あり  
(主たる所得者について)「失業、休職、入院他」「児童扶養手当の受給」「国保の減免」。
- ・ 申請にて、やむを得ない事情を抱え、添付書類が揃えられない場合においても、学校からの所見を添付することで事情を勘案して、認定審査を行っている。
- ・ 第1回受付(4月末締め)以降、2月末まで随時受付けるが、3月中は受付がない。
- ・ 世帯状況に応じて特例基準を設けて所得審査を行っている。→ひとり親世帯・障害者世帯については、生活保護基準×1.45倍を所得審査の際の判定基準としている。また、生計中心者の失業、長期入院等により経済状況が著しく低下した場合は、生活保護基準×1.06倍を所得審査の際の判定基準としている。
- ・ 認定・不認定の決定の際、所得基準外の世帯についての助言を学校長及び民生委員から求める場として、学校審査会を設けている。
- ・ 東日本大震災による被災児童生徒については、所得審査を行わず、学校長の意見書をもって認定としている。

#### ②申請書式の簡素化

- ・ 市立小中学校に兄弟がいる場合は、一世帯一枚で申請可。
- ・ 当市で課税している人は、課税証明添付必要なし。

### ③周知・広報・申請方法

- ・次年度から「就学援助のお知らせ」を年2回、全児童生徒に配布。
- ・小学校2,3,5,6年生、中学校2,3年生の前年度の受給者(年度途中の取り消しがあった場合を除く)は、申請がなくても自動的に該年度の審査対象とすることによって、保護者の申請負担の軽減を図っている。(小学校1,4年生、中学1年生については、前年度の受給者も申請書の提出が必要)申請書は、学校、教育委員会にて配布するほか、ホームページからダウンロードもできる。
- ・就学援助制度のお知らせ及び申請書をすべての保護者に配布している。
- ・全児童生徒の家庭へ申請用紙を毎年度当初配布している。また、児童扶養手当申請時、小中学生のいる家庭へ申請用紙を渡している。
- ・小学校1,4年生、中学校1年生は、年度初めに学校で全員に就学援助の案内を配布し、保護者に渡すように指示している。申請書は案内書に挟みこんである。他の学年の場合は、前年度の受給者は申請不要、新規の受給を希望する場合は、申請書を請求、ダウンロードする必要あり。
- ・就学援助の案内・申請書は、小中新1年生と前年度受給者へ配布している。それ以外の方については、広報・ホームページ及び学校だよりで周知をしている。

### ④実施／運用体制

- ・就学援助事務の手引きを市教育委員会と学校事務担当者で作成し、事務処理の参考にしていく。
- ・準要保護認定内部基準を制定している。
- ・医療券の発行システムがある。
- ・私立生徒への援助。
- ・保護者の同意を得て、所得及び児童扶養手当受給状況を教育委員会が関係機関に照会・確認する。

### ⑤援助項目

- ・次年度から、中学校の生徒会費を援助開始する。
- ・給食費を実費(保護者が負担すべき額)支給している。
- ・修学旅行費については、参加者が均一に負担する額を支給している。
- ・修学旅行費については、全額支給ですが、費目によって個人に還るようなものと、該当にならないものもある。
- ・自転車通の中学生にはヘルメット購入費を支給。
- ・宿泊を伴う校外活動(スキー教室など)については全額だが、日帰りのもの(遠足、社会科見学など)は、年3回分(高額なものから)の実費支給。
- ・自治体独自の支給項目:「少年自然の家宿泊研修費」。
- ・スケート購入費として体育実技用具費を小1・小4・中1に支給。

- ・災害援助費：災害等により、経済的に援助する必要が生じた者へ学用品・通学用品購入に係る援助（学校で必用な物品を購入し、現物での支給）。
- ・東北地方太平洋沖地震による被災児童生徒へ就学準備費（新入学学用品費支給者を除く）を支給。
- ・クラブ活動費については、児童生徒が一律に負担するもののみを該当としていますので、現在支給該当のものはない。
- ・援助費目（上記のほか）学用品費・新入学児童生徒学用品費・学校給食費・医療費。

## 「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク紹介

日本における子どもの貧困解決を目的として、  
2010年に設立された個人参加のネットワークです。

子どもたち・若者たちが、お金がないことで、  
かなしい思い・つらい体験をすることのない  
社会をつくる

あなたもぜひ、メーリングリスト

「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワークは、  
メーリングリストでの情報発信・共有、相互交流などを中心に、  
ゆるやかなつながりで運営されています。  
ホームページの「登録フォーム」よりお申し込みください。  
ホームページ <http://end-childpoverty.jp>



**発行** 2013年1月

**発行者** 「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク

**連絡先** TEL 080-1158-3494 FAX 048-471-7305  
〒352-8558 埼玉県新座市北野 1-2-26  
立教大学コミュニティ福祉学部 湯澤直美研究室気付

**メールアドレス** [mail@end-childpoverty.jp](mailto:mail@end-childpoverty.jp)